

# 奨学金 不当な回収

## 学生支援機構 保証人に過大請求

奨学金の返還をめぐり、日本学生支援機構が保証人に半額の支払い義務しかないことを伝えずに全額を求めてきた問題で、機構は取材に対し、その後に取りつた対応の中で、過大請求によって一部の保証人に不当な回収をしていたと明らかにした。機構は「法解釈を誤った」と認め、保証人に謝罪したうえで、取りすぎた分を返金するという。

朝日新聞は昨年11月、機構が過去8年間に延べ825人の保証人に、全額の支払いを求めたと報じた。これを受けて機構は、半額しか支払い義務がないとする「分別の利益」を保証人が

主張した場合、返還を終えた人や裁判で返還計画が確定した人は減額しない一方で、機構と協議して返還中の人には応じる方針を示した。ただ、減額は主張時の「残金の半分」とした。

この点について、取材した法学者10人の大半が「法的に誤りで過大請求になる」と答えた。朝日新聞はこうした見解を機構に伝え、説明を求めた。

機構によると、奨学金を借りた本人の未返還額の半額を超えて返している保証人が、主張後に支払った分を返金する。過大請求や不当回収をした保証人の数や金額は精査中で、利息をつけるかも検討している。ただし、半額を超えていても、主張前の分は「弁済は有効で債務は消滅している」として返金しない。

機構の大谷圭介理事は「法解釈が不適切で不当な回収だった。今後、分別の利益の主張があれば、本人の未返還額の半額しか求めないよう改める」と話した。一方で、「分別の利益は保証人から主張すべきだ」とする見解は変えず、機構から積極的に伝える考えはないという。

山野目章夫・早大法科大学院教授（民法）は「保証人に分別の利益を知らせず全額払いを求めたことが判明した後に、誤った法解釈で『不当利得』を得ていた事実は重い。奨学金事業への信頼を損ないかねない」と話す。

### 説明なく「残金半額」請求 バイトして工面

#### 教え子分肩代わり 元教師(73)

未返還の奨学金の半額を返し終えたのに、まだ支払いが続くのか。

男性(73)のもとに封書が届いた。日本学生支援機構からだった。

男性は、かつて勤めた夜間定時制高校で担任をしていた男子生徒の保証人になっていた。すでに約64万円を払い、教え子が返せなかった約93万円の半分を超える。保証人の支払い義務が

2分の1なら、これ以上払う必要はないのではないかと。機構に尋ねてから1カ月半、待ちわびた回答だった。

「今後の返還額につきましては請求額(返還未済)に震えていた。『先生、迷惑かけてすみません』。札

の高校を出て上京。住み込みで働きながら大学に通い、教師の資格を取った。「東京での4年間は財産です。あの時間が僕の人生を作ってくれた」。当時の日本育英会から受けた月8千円の奨学金に支えられた。今は、年金と警備員のアルバイトの月収20万円ほどで、妻と暮らす。それでも、教え子の代わりに毎月8600円を欠かさず振り込んできた。



#### 分別の利益

民法では、連帯保証人も含めた複数の保証人がいる場合、各保証人は等しい割合で義務を負う。奨学金の人的保証(父か母が連帯保証人、4親等以内の親族1人が保証人)では、保証人の義務は半分になり、残りは本人や連帯保証人が負う。

北海道の保証人に対する不当回収

約19万円(本人)

約100万円貸与され、本人が約19万円返し、連帯保証人は死亡。延滞金約53万円は免除に。利息を含む残り約93万円のうち保証人が約64万円を返した時点で「分別の利益」を主張した

男性は、かつて勤めた夜間定時制高校で担任をしていた男子生徒の保証人になっていた。すでに約64万円を払い、教え子が返せなかった約93万円の半分を超える。保証人の支払い義務が

2分の1なら、これ以上払う必要はないのではないかと。機構に尋ねてから1カ月半、待ちわびた回答だった。

「今後の返還額につきましては請求額(返還未済)に震えていた。『先生、迷惑かけてすみません』。札

の高校を出て上京。住み込みで働きながら大学に通い、教師の資格を取った。「東京での4年間は財産です。あの時間が僕の人生を作ってくれた」。当時の日本育英会から受けた月8千円の奨学金に支えられた。今は、年金と警備員のアルバイトの月収20万円ほどで、妻と暮らす。それでも、教え子の代わりに毎月8600円を欠かさず振り込んできた。

「奨学金は、返したものが次世代の原資になる。それがわかっているから、苦しくても払ってきたんです」

12月中旬に機構から送られてきた封筒には、もう一枚紙が入っていた。



奨学金の返還を続ける保証人=13日、北海道、豊間根功智撮影

### 「都合いい解釈」法学者ら機構批判

未返還の奨学金をめぐり、半額しか支払い義務がないとする分別の利益を保証人が主張した場合、その時点の「残金の半分」を減額するという日本学生支援機構の方針について、朝日新聞は専門家に見解を求めた。一昨年の民法改正で法制審議会の委員や幹事を務めた法学者18人のうち10人が取材に応じ、このうち9人が「誤り」と指摘した。

松岡久和・立命館大教授は「借りた本人が返せない場合、機構は残りの全額を払うよう保証人に求めることはできる。だが、保証人の支払い義務はその半額を超えず、分別の利益をいつ主張するかによって変わるものではない」。野村豊弘・学習院大名誉教授は「機構にとって都合のよい解釈ではないか」と述べた。

一方で、「分別の利益については定説がない。当初、機構が考えたように解釈できる可能性もある」とする学者も1人いた。

「不履行の場合は延滞金の減免は認められません」

機構と協議して、自分が返す代わりに約53万円の延滞金は免除してもらおう、との条件で合意した6年前の文書だった。

払わなければ、さらに重荷を背負うことになる。2日後、男性は8600円をまた振り込んだ。「もう半分以上返したのに、機構はまだ払えという。根拠もわからず、信用できない」。

これが、自分の道を開いてくれた育英会を継ぐ組織なのか。怒りとともに、やるせなさを感じる。

また、男性のもとに返金の知らせが届いていない。

(諸永裕司)